

CO₂ネットゼロに向けた県庁率先行動計画(CO₂ネットゼロ・オフィス滋賀)【概要】



1 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景・趣旨

県では、2020年1月に2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言を行いました。この目標達成に向け、2022年3月に「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」の策定とあわせ、本計画を策定、事務事業における率先実施の取組として、この行動計画を位置付け、全職員参加の下で取組を進めています。

国において2025年2月に「地球温暖化対策計画」等の改定が行われ、2035年度および2040年度の温室効果ガス排出量の削減目標等が示されました。こうした社会情勢の変化に対応するため、本県においても当初の予定どおり2025年度(令和7年度)に改定を行うものです。

(2) 取組の実施状況

| 年度 | 排出量(t-CO ₂) | 基準年度比 |
|------------|-------------------------|--------|
| 2014年度(基準) | 171,845 | — |
| 2023年度(実績) | 125,837 | ▲26.8% |
| 2030年度(目標) | 85,922 | ▲50.0% |

現行の温室効果ガス排出削減目標「2030年度に2014年度比で50%減」に対して、直近2023年度実績は26.8%減と概ね予定どおり進捗。



3 計画の目標

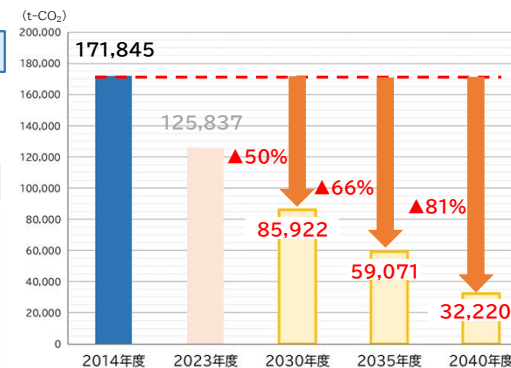
(1) 温室効果ガス排出量削減目標(2014年度比)

2030年度 **50%減**、2035年度 **66%減**、2040年度 **81%減**

(2) 取組による削減量の目安

省エネ・再エネ設備や次世代自動車の導入等によりCO₂を削減

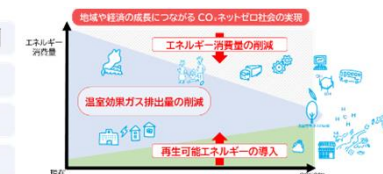
| 項目 | 削減目安(2030年度) | 削減目安(2035年度) | 削減目安(2040年度) |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 施設・設備の省エネ化 | 1,249 t-CO ₂ | 2,366 t-CO ₂ | 3,604 t-CO ₂ |
| 照明のLED化 | 3,432 t-CO ₂ | 3,432 t-CO ₂ | 3,432 t-CO ₂ |
| 次世代自動車等の導入 | 184 t-CO ₂ | 276 t-CO ₂ | 317 t-CO ₂ |
| 太陽光発電設備の導入 | 742 t-CO ₂ | 942 t-CO ₂ | 1,093 t-CO ₂ |
| 下水汚泥由来のN ₂ O等の削減 | 5,700 t-CO ₂ | 16,100 t-CO ₂ | 16,230 t-CO ₂ |
| カーボンオフセット又は購入電力のRE100化 | 6,774 t-CO ₂ | 10,175 t-CO ₂ | 24,288 t-CO ₂ |
| 電気の排出係数低減による削減 | 21,834 t-CO ₂ | 33,475 t-CO ₂ | 44,653 t-CO ₂ |



4 CO₂ネットゼロに向けた取組

(1) 基本的な取組方針

- ① 省エネルギーの推進
- ② 自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ③ 再生可能エネルギーの利用推進
- ④ 環境物品等の調達推進
- ⑤ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進およびその他資源の有効利用
- ⑥ その他温室効果ガスの排出削減等の取組推進



(2) CO₂ネットゼロに向けた取組

1 省エネルギーの推進

- ① 新築・更新時におけるZEB Readyを超える省エネ化
- ② 施設改修時における省エネ化
- ③ 照明のLED化
- ④ 運用改善による省エネ化
- ⑤ 県産木材の利用促進
- ⑥ 温室効果ガス排出削減の取組の見える化



2 自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制

- ① 公用車更新時における次世代自動車等の率先導入
- ② 公用車の効率的な運用
- ③ 自動車利用の抑制



3 再生可能エネルギーの利用推進

- ① 太陽光発電設備等の最大限導入
- ② 再生可能エネルギー由来電力の調達



4 環境物品等の調達の推進

- ① 「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づく調達
- ② 物品等調達を通じた事業者の環境配慮意識の醸成

5 3Rの推進およびその他資源の有効利用

- ① 3Rの推進
- ② 省資源

6 その他温室効果ガスの排出削減等の取組推進

- ① 県の事務事業におけるCO₂ネットゼロ社会づくりへの配慮
- ② 職員の率先行動
- ③ その他温室効果ガス排出削減等の取組

2 基本的事項

(1) 計画の対象とする範囲

- ① 対象範囲: 県が実施する全ての事務および事業
- ② 対象機関: 県の全ての機関

(知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会、各行政委員会事務局、警察本部等)
※指定管理者が管理運営する施設(職員寮、県営住宅を除く。)も含まれます。
※県民(来庁者)に対しても、必要な理解と協力を求めます。

(2) 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律で定められる7種類の温室効果ガスのうち、県の事務事業に関して発生することが想定されない3種類のガス(パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)を除く4種類のガス

| 対象とする温室効果ガスの種類 | 主な発生源 | 地球温暖化係数※ |
|--------------------------|-------------------------|----------|
| 二酸化炭素(CO ₂) | 電気の使用、燃料の燃焼等 | 1 |
| メタン(CH ₄) | 下水処理、家畜の消化管内発酵、水田等 | 28 |
| 一酸化二窒素(N ₂ O) | 下水処理、耕地に使用された肥料、自動車の走行等 | 265 |
| ハイドロフルオロカーボン(HFC) | カーエアコンの使用時 | 4~12,400 |

※温室効果の強さがガスの種類によって異なるため、二酸化炭素を1(基準)として、各ガスの温室効果の強さを数値化したもの

(3) 計画期間

2021年度(令和3年度)から2040年度(令和22年度)までの20年間。

※概ね2030年度(令和12年度)を目途に見直しを行うこととし、社会情勢の大きな変化等により本計画の内容の変更が必要となった場合にも、必要に応じて見直しについて検討

5 進捗管理

(1) 推進体制

滋賀県庁環境マネジメントシステムの基本方針の一つとして位置付け、率先行動計画管理責任者をトップとした管理組織により管理・推進。

(2) 進行管理・公表

実績を評価し、継続的に改善を図る。実施状況については年1回公表。

(3) 職員に対する研修

滋賀県庁環境マネジメントシステムの推進体制図

